

津山市監査委員告示第7号
平成31年3月4日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査(第2次)を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 30 年度

定期監査結果報告書
(第2次)

津山市監査委員

第1 監査の期日及び対象

平成30年9月3日から平成31年2月20日までの期間に次のとおり実施した。

実施日	監査の対象		
平成30年 10月31日	聴取	環境福祉部	市民課、環境生活課、環境事業課、衛生施設課、保険年金課
11月 2日	現地調査		環境事業所跡、特定空家
11月21日	聴取	産業経済部	経済政策課、仕事・移住支援室、みらい産業課、企業立地課、観光振興課
11月22日	現地調査		お試し住宅(トライアルステイ)、津山観光センター、津山まなびの鉄道館(旧津山扇形機関車庫)、津山産業・流通センター
平成31年 2月 1日	聴取	農林部	ビジネス農林業推進室、農業振興課、農村整備課、森林課
		農業委員会	農業委員会事務局
2月 4日	現地調査	農林部	にぎわい交流館(駅前賑わい創出事業)、まほらファーム、昭和池ハザードマップの検証

第2 監査の範囲及び方法

平成29年度及び平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

第3 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。

監査対象課の機構及び職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

職員の配置状況

○環境福祉部（環境部門）

（平成30年9月1日現在）

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
環境福祉部	1		3									4
企画調整官				1								1
市民課				1	1	3(1)	16			5	3	29(1)
環境生活課				1(1)	2(1)	1(4)	7(1)	(3)		7(2)	1	19(12)
環境事業課				(1)	2	3(2)	7			1		13(3)
衛生施設課				1	2	2(1)	1	1				7(1)
保険年金課				(1)	2	2(2)	16			6	1	27(3)
計	1		3	4(3)	9(1)	11(10)	47(1)	1(3)		19(2)	5	100(20)

○産業経済部

（平成30年10月1日現在）

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
産業経済部	1		1									2
企画調整官				1								1
経済政策課				1	1	2	3			1		8
仕事・移住支援室				1(1)	1	1	3(1)			2		8(2)
みらい産業課				1	1	1	3			1		7
企業立地課				1		1	2					4
観光振興課				(1)	1	1	4			1		7(1)
計	1		1	5(2)	4	6	15(1)			5		37(3)

○農林部

（平成30年12月1日現在）

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
農林部	1		2									3
企画調整官				(1)								(1)
ビジネス農林業推進室				(1)	1	1	2					4(1)
農業振興課				1	3	3(2)	12			1	2	22(2)
農村整備課				1		3	3	4		1		12
森林課				(1)	2	2	3			1		8(1)
計	1		2	2(3)	6	9(2)	20	4		3	2	49(5)

○農業委員会

（平成30年12月1日現在）

課名	職名						計
	局長	次長	書記	嘱託	臨時		
農業委員会事務局	(1)	(1)	(10)		1	1(12)	

(注) ()内は兼務の人数である。ただし、仕事・移住支援室の()は津山広域事務組合への出向人数を示している。

1 各課の監査結果

○環境福祉部

市民課

(要望事項)

- (1) 平成28年1月23日から住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付が開始され、交付件数の伸びを見せているが、マイナンバーカードの交付実績は市民の1割弱となっている。マイナンバーカードの利活用を図るためにも、市民に対して利便性を啓発されたい。
- (2) 平成29年以降に発生した、「住民票の誤交付」及び「国外からの外国籍の転入者の誤入力」の事務処理ミスについて、事務の取扱いのマニュアル化や職員研修を徹底し、再発防止に努められたい。

環境生活課

(指摘事項)

- (1) 補助金の交付申請を受けた後、交付決定まで5か月間を要していた。速やかな事務処理を行い、再発防止のためのチェック機能を設けるなど対策を講じられたい。
- (2) 狂犬病予防法関係業務委託において、分任出納員が委託先から犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を受領する際に、領収書を交付していなかった。件数が多く内容確認をする必要があるとの理由で領収書に代えて登録・注射集計書のコピーに署名捺印をして渡していた。津山市会計規則第20条及び第23条の規定に基づいて、領収書を納入者に交付し、収納金現金出納簿を作成されたい。
- (3) 地域おこし協力隊員の出張命令について、平成29年8月3日に岡山へ出張した際、当初の出張命令と交通手段が変わっていたにもかかわらず、旅費が発生しないことを理由に、出張命令権者に変更の申請をしていなかった。津山市職員等の旅費に関する条例第5条の規定に基づいて適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例に基づいて講じた緊急安全措置の実施負担金に2件の未収案件が発生している。緊急安全措置は危険回避のため必要最小限のものであるが、今後案件が増えることも想定される。措置実施に際しては、要した費用に対する負担が発生することを所有者などに十分理解を得て同意をとるとともに、滞納が生じないように対策を講じられたい。
- (2) 津山市総合斎場の周辺整備事業については、地元の意見を十分汲み取って均衡のとれた事業推進をされたい。

環境事業課

(要望事項)

- (1) 平成29年度ごみの排出量は平成28年度に比べて、家庭系ごみ、事業系ごみがともに増加し、集団回収ごみは減少となり、総排出量は474トン増加している。この状況の原因分析を行い今後の動向を注視して、ごみの減量対策を検討されたい。

衛生施設課

(要望事項)

- (1) 汚泥再生処理センター施設建設が平成28年11月に着工され、平成31年3月竣工に向けて建設事業が進捗中である。し尿の安全で安定的な処理のため、既存施設から新施設への移行を円滑かつ確実に行われたい。また、既存施設の跡地の整備については、地元町内会の理解と協力を得ながら進められたい。

保険年金課

(要望事項)

- (1) 医療費の適正化に向けて、不正な医療行為や第三者行為の対象でないかの確認を強化し、不正・不当利得や第三者行為について確実な債権回収に取り組まれたい。
- (2) 医療保険及び年金については、国の制度改正が度重なり、年々複雑化し苦心を要するところである。対象となる高齢者等に理解を深めてもらうため、制度の内容を丁寧に分かりやすく伝えるよう努められたい。

○産業経済部

経済政策課

(指摘事項)

- (1) 地域おこし協力隊員が平成29年11月23日に尾道へ出張した際、委託先の協議会の借り上げ車に同乗していたが、出張命令書に記載がなかった。交通の手段については、交通事故など不測の事態の対応も想定されるので、津山市職員等の旅費に関する条例第4条の規定に基づいて遺漏のないよう適正な事務処理をされたい。
- (2) 美作加茂駅舎管理業務委託は事業費を次年度で精算していた。出納閉鎖までに事業の履行の確認を行い年度内に精算をするよう改められたい。

(要望事項)

- (1) JR 駅舎の清掃業務・管理業務について、履行の確認方法が2か月に1回程度の現地確認のみとなっていた。委託先から業務日誌等の提出を求めるなど、より確実な業務履行の確認に努められたい。
- (2) 公共交通網の整備については、以前から苦慮しているところであるが、国からの補助金も減額されますますます厳しい実情となっている。また、地域住民からは充実の要望はあるものの実際の利用実績は上がらず、ギャップが見られる。平成29年3月に策定した津山市地域公共交通網形成計画の実施については、費用対効果のある事業となるよう努められたい。

仕事・移住支援室

(指摘事項)

- (1) 文書管理について、文書に記載されている簿冊名と異なる簿冊に綴られている文書や決裁日等の記入漏れ、文書主任の押印漏れが多数見受けられた。津山市文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 地域内就職の促進のための企業説明会等の開催については、18歳の崖と言われるように、労働者人口の流出増により、新規学卒者の確保が難しくなっている。当事者の学生だけでなく地元意識の高い保護者に対するアプローチを工夫するなど、早い段階での対策を講じることで少しでも多くの学卒者の確保をするよう取り組まれたい。また、津山広域事務組合や圏域の町とも連携し、最小の経費で最大の効果が得られるように事業推進に努められたい。

みらい産業課

(要望事項)

- (1) つやま産業支援センター補助金について、年度当初に決定した補助額が1億5,000万円に対して、年度末に変更申請がなされ2,769万6千円が減額されている。事業の見通しがついた段階で予算の補正を行うなど、決算に向けて適切な事務執行をされたい。

企業立地課

(要望事項)

- (1) 津山産業・流通センターでは、貸付に係る再契約を行った宅盤も見受けられるが、津山産業・流通センターの貸付けに関する要綱では、貸付期間は10年となっている。貸付期間満了後の分譲が実現できるよう鋭意努力されたい。

- (2) 立地企業が行政に求めるニーズを把握するとともに、工業・産業団地の適正な維持管理を行うなど必要な支援を継続し、企業留置に努められたい。

観光振興課

(指摘事項)

- (1) 出納員(分任出納員)でない職員が平成30年9月7日に津山市鉄道遺産等を活用したまちづくり基金の寄付金を現金で受領し、指定金融機関へ払い込みを行っていた。現金の収納については、出納員(分任出納員)が領収するとともに、収納金現金出納簿により整理するなど、津山市会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。
- (2) 横野の滝休憩所等管理委託の契約期間は4月1日から翌年3月31日までとなっていたが、主な業務である観光期間中の清掃業務が終了したため12月1日付で委託報告書が提出されていた。委託内容、回数、実施時期等については仕様書に明記し、委託先には委託業務全体の完了後、報告書を作成し提出するよう指導するなど、適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 観光戦略推進強化事業補助金を活用して観光拠点の機能強化を図ったことにより、観光資源の有効活用を行うとともに、市の中心部だけでなく周辺地域との連携により滞在型観光へのシフトを図られたい。また、SNSなどによる情報発信を行い津山の魅力をPRすることによりリピーターを増やすなど、交流人口が増加する取組みを行われたい。

○農林部

ビジネス農林業推進室

(要望事項)

- (1) 公有財産台帳については、機構改革後のため調整中とのことであった。早急に整備を完了されたい。
- (2) 穀物乾燥調整施設(ライスセンター)他2施設管理運営業務委託については、仕様書は概要のみで、具体的な業務内容は明記されていなかった。また、経費についても人件費等明確でない点があった。この3施設の管理運営を一般財団法人あばグリーン公社に業務委託することについて、契約内容を整理されたい。
- (3) ビジネス農林業推進室は、機構改革により平成30年7月に新設され、ビジネスモデルの構築に取り組み、更なる農林業の振興に注力しているところである。農産物の産地化を図るため、大規模農家以外にも小規模農家や兼業農家も取り込み、関係機関とも連携し、継続可能なモデルの実現に向け鋭意努力されたい。

農業振興課

(指摘事項)

- (1) 津山市の公文書と外郭団体の文書が混在していた。また、決裁文書における文書主任の押印漏れ、決裁日等の記入漏れが見受けられた。津山市文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。
- (2) 公有財産台帳に図面などの添付が見られなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づいて管理をされたい。

(要望事項)

- (1) 津山市公共施設再編基本計画に基づいた農機具倉庫などの譲渡については、地元関係者の意見を十分汲み取るとともに、問題点を整理し、相互理解のうえで進められたい。

農村整備課

(指摘事項)

- (1) 平成29年度に取得した黒木第3キャンプ場バンガロー3棟について、土地(建物)台帳の取得年月日、取得価格の欄が空欄で、図面等が添付されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条の規定に基づいて適正な管理を行われたい。
- (2) 農道中部台地線支障木等撤去業務委託について、見積書を整備していなかった。津山市契約規則第32条の規定に基づいて契約書の作成を省略した場合は、見積書を整備されたい。また、事業履行に伴うトラブルをなくすためにも、契約内容を口頭でやり取りするだけでなく、書面化し精査するよう改められたい。

(要望事項)

- (1) 多面的機能支払交付金事業については、活動組織の事務処理に係る支援ソフトの開発導入を検討するとともに、活動組織数の拡大や、活動内容の充実を図るよう努められたい。

森林課

(要望事項)

- (1) 地域材利用促進事業の中で、地域材利用新築住宅補助金等を交付しているが、約450万円の予算残が生じている。事業の趣旨の周知徹底を図り、地域材の利用促進のために鋭意努力されたい。
- (2) 有害鳥獣駆除事業については、水際対策だけでなく里山の保全管理などの取り組みを併せて進めるとともに、近隣自治体とも連携を図るなど抜本的な取組みに努められたい。

○農業委員会事務局

(要望事項)

- (1) 農業委員会は、平成29年7月20日から農業委員会制度改革により、農業委員と農地利用最適化推進委員の両委員による新たな体制に移行したところである。今後、両委員が相互に補完・連携することにより担い手の確保・育成、農地の保全に一層注力できる組織となるよう体制の構築を図られたい。

2 監査委員の意見

監査の結果、次のとおり複数の部署にわたり、反復して発生している不適切な事例があったので改善されたい。

- (1) 文書管理については、依然、文書收受時の受付印が押印されていない、文書管理システムで登録されている簿冊と実際に綴られている簿冊が異なる、決裁日等の記入が漏れている、文書主任が決裁文書の所定欄に認印を押していないなどの事例が見られた。文書管理について職員研修の機会を増やすなど全庁的に適正な事務処理に向けて取り組まれない。
- (2) 補助金の実績報告が、翌年度の6月以降になっているものが見受けられた。補助団体に対して実績報告を遅延なく行うよう指導されたい。また、実績報告については補助要綱や目的にしたがって補助金が適正に利用されているか確認や検証を速やかに行われたい。
- (3) 地域おこし協力隊員は、活動のための市外出張も多く、関係する協議会等から旅費が支払われる場合や、借上げ車両に同乗する事例があり、出張命令書の記載や変更の手続きに不備が見受けられた。地域おこし協力隊員は嘱託職員となるので、津山市職員等の旅費に関する条例、津山市職員等の旅費支給規則を遵守し、行程の変更時等において遺漏のないよう事務処理をされたい。
- (4) 市役所本庁以外の部署では拾得物の取扱いが異なっており、長期に渡って金庫内で保管されている事例も見受けられた。拾得物については、遺失物法に基づいて7日以内に警察に届け出るなど事務処理の徹底をされたい。また、拾得物の取扱いをマニュアル化するなど適正な事務処理に向けた対策に取り組まれない。
- (5) 公有財産の管理について、土地（建物）台帳に数値の記載誤りや図面などの添付がないものが見受けられた。津山市公有財産取扱規則の規定に基づいて適正な管理をされたい。